

# 住宅性能評価の評価料金の概要

一般財団法人 茨城県建築センター  
平成27年4月1日

別表第1 設計住宅性能評価の評価料金

	(イ)床面積の合計	(ロ)必須4分野のみについて評価する場合の額	(ハ)必須4分野以外の分野について評価する場合(ロ)に加工する額
一戸建て	100㎡以内	28,800	+4,110
	100㎡超 200㎡以内	31,880	
	200㎡超 500㎡以内	34,970	
	500㎡超	51,420	
	200㎡以内	26,740 + M × 12,340	
共同住宅等	200㎡超 500㎡以内	45,250 + M × 12,340	+ M × 4,110 ※1
	500㎡超 1,000㎡以内	51,420 + M × 12,340	
	1,000㎡超 2,000㎡以内	61,710 + M × 12,340	
	2,000㎡超 10,000㎡以内	123,420 + M × 6,170	
	10,000㎡超 50,000㎡以内	360,000 + M × 6,170	
	50,000㎡超	822,850 + M × 6,170	

M:評価対象戸数  
※1:共同住宅等に「音環境に関すること」を評価する場合はM×8,220とする。ただし、必須4分野以外の分野が「音環境に関すること」のみの場合はM×4,110とする。

別表第2 建設住宅性能評価(新築住宅に限る)の評価料金

	(イ)床面積の合計	(ロ)必須4分野のみについて評価する場合の額	(ハ)必須4分野以外の分野について評価する場合(ロ)に加工する額
一戸建て	100㎡以内	83,310	+4,110
	100㎡超 200㎡以内	92,570	
	200㎡超 500㎡以内	111,090	
	500㎡超	172,800	
	200㎡以内	N × 23,650 + M × 13,370	
共同住宅等	200㎡超 500㎡以内	N × 30,850 + M × 13,370	+ M × 4,110 ※1
	500㎡超 1,000㎡以内	N × 40,110 + M × 13,370	
	1,000㎡超 2,000㎡以内	N × 95,650 + M × 13,370	
	2,000㎡超 10,000㎡以内	N × 185,140 + M × 11,310	
	10,000㎡超 50,000㎡以内	N × 360,000 + M × 11,310	
	50,000㎡超	N × 720,000 + M × 11,310	

M:評価対象戸数  
N:現場検査を行う回数(現場検査を書類等による審査にて省略する場合を含む)  
※1:共同住宅等に「音環境に関すること」を評価する場合はM×8,220とする。ただし、必須4分野以外の分野が「音環境に関すること」のみの場合はM×4,110とする。

別表第3 他者が設計住宅性能評価を行った場合の建設住宅性能評価の評価料金の加算額

	(イ)床面積の合計	(ロ)必須4分野のみについて評価する場合の加算額	(ハ)必須4分野以外の分野について評価する場合(ロ)に加工する額
一戸建て	100㎡以内	10,180	+4,110
	100㎡超 200㎡以内	11,310	
	200㎡超 500㎡以内	19,540	
	500㎡超	29,310	
	200㎡以内	13,370 + M × 5,140	
共同住宅等	200㎡超 500㎡以内	25,710 + M × 5,140	+ M × 4,110 ※1
	500㎡超 1,000㎡以内	34,970 + M × 5,140	
	1,000㎡超 2,000㎡以内	45,250 + M × 5,140	
	2,000㎡超 10,000㎡以内	113,140 + M × 5,140	
	10,000㎡超 50,000㎡以内	205,710 + M × 5,140	
	50,000㎡超	411,420 + M × 5,140	

M:評価対象戸数  
※1:共同住宅等に「音環境に関すること」を評価する場合はM×8,220とする。ただし、必須4分野以外の分野が「音環境に関すること」のみの場合はM×4,110とする。

別表第4 室内空気中の化学物質の濃度等の測定を行う場合の評価料金の加算額

	(イ)測定を行う化学物質	(ロ)建設住宅性能評価の評価料金の加算額
一戸建ての住宅	ホルムアルデヒドのみについて測定する場合	30,850
	ホルムアルデヒド及びVOCについて測定する場合	41,140
共同住宅等	ホルムアルデヒドのみについて測定する場合	m × 12,340 + (2 p - 1) × 20,570
	ホルムアルデヒド及びVOCについて測定する場合	m × 22,620 + (2 p - 1) × 20,570

m:室内空気中の化学物質の濃度等の測定戸数 p:m÷20の整数(小数点以下は切り上げる)

- 注意 1. 測定の方法は、簡易測定機器(測定サンブラーによるバツプ採取方式)による。  
2. 評価方法基準6-3(3)イ③に規定されている窓及び扉の開閉等の測定環境の設定及び維持を、申請者が行うものとする。  
3. 新築住宅に係る建設住宅性能評価においては、竣工時の検査と測定を同時に行うものとする。  
4. VOCとは、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンをいう。

別表第5 住宅型式性能認定又は認証型住宅部分等を含む場合の評価料金の減額

	(イ)床面積の合計	設計住宅性能評価の評価料金から減する額		建設住宅性能評価の評価料金から減する額	
		(ロ)住宅型式性能認定	(ハ)認証型住宅	(ニ)住宅型式性能認定	(ホ)認証型住宅
一戸建て	100㎡以内	1,020	2,050	11,310	18,510
	100㎡超 200㎡以内	2,050	3,080	14,400	23,650
	200㎡超 500㎡以内	3,080	4,110	18,510	28,800
	500㎡超	5,140	6,170	10,280	16,450
	200㎡以内	2,050 + M × 1,020	3,080 + M × 1,020	N × 3,080 + M × 1,020	N × 4,110 + M × 1,020
共同住宅等	200㎡超 500㎡以内	5,140 + M × 1,020	8,220 + M × 1,020	N × 6,170 + M × 1,020	N × 8,220 + M × 1,020
	500㎡超 1,000㎡以内	7,200 + M × 1,020	10,280 + M × 1,020	N × 9,250 + M × 1,020	N × 12,340 + M × 1,020
	1,000㎡超 2,000㎡以内	8,220 + M × 1,020	13,370 + M × 1,020	N × 11,310 + M × 1,020	N × 15,420 + M × 1,020
	2,000㎡超 10,000㎡以内	23,650 + M × 1,020	28,740 + M × 1,020	N × 21,600 + M × 1,020	N × 27,770 + M × 1,020
	10,000㎡超 50,000㎡以内	40,110 + M × 1,020	47,310 + M × 1,020	N × 39,080 + M × 1,020	N × 45,250 + M × 1,020
	50,000㎡超	82,280 + M × 1,020	93,600 + M × 1,020	N × 72,000 + M × 1,020	N × 79,200 + M × 1,020

M:評価対象戸数  
N:現場検査を行う回数(現場検査を書類等による審査にて省略する場合を含む)

別表第6 建築基準法に基づく確認、検査をとるに申請する場合の評価料金の減額

	(イ)床面積の合計	(ロ)設計住宅性能評価の評価料金から減する額	(ハ)建設住宅性能評価の評価料金から減する額
一戸建て	100㎡以内	2,050	3,080
	100㎡超 200㎡以内	3,080	4,110
	200㎡超 500㎡以内	4,110	5,140
	500㎡超	5,140	6,170
	200㎡以内	5,140	9,250
共同住宅等	200㎡超 500㎡以内	6,170	13,370
	500㎡超 1,000㎡以内	7,200	16,450
	1,000㎡超 2,000㎡以内	8,220	20,570
	2,000㎡超 10,000㎡以内	10,280	25,710
	10,000㎡超 50,000㎡以内	20,570	30,850
	50,000㎡超	30,850	36,000

別表第7 住戸の仕様が同一仕様等で同一評価の共同住宅等の評価料金の減額

(イ)区分	(ロ)設計住宅性能評価等の評価料金から減する額	(ハ)建設住宅性能評価等の評価料金から減する額
m同一仕様で同一評価の住戸の戸数		m × 3,080

別表第8 住棟の仕様が同一仕様等で同一評価の共同住宅等の評価料金の減額

(イ)区分	(ロ)設計住宅性能評価等の評価料金から減する額	(ハ)建設住宅性能評価等の評価料金から減する額
M住棟の仕様が同一仕様である住棟の戸数		M × 3,080

別表第9 電子情報処理組織により作成した磁気ディスクを添付した住宅性能評価の評価料金の減額

(イ)区分	(ロ)設計住宅性能評価の評価料金から減する額	(ハ)建設住宅性能評価の評価料金から減する額
一戸建ての住宅	4,110	4,110
共同住宅等	4,110 + M × 2,050	4,110 + M × 2,050
M:評価対象住戸数		

別表第10 あらかじめ理事長が定める日又は期間内に住宅性能評価を行った場合の評価料金に乗ずる係数

(イ)区分	(ロ)設計住宅性能評価の評価料金に乗ずる係数	(ハ)建設住宅性能評価の評価料金に乗ずる係数
一戸建て住宅	0.95 + 0.90 × 0.85 + 0.80 × 0.75 + 0.70	0.95 + 0.90 × 0.85 + 0.80 × 0.75 + 0.70
共同住宅等	0.95 + 0.90 × 0.85 + 0.80 × 0.75 + 0.70	0.95 + 0.90 × 0.85 + 0.80 × 0.75 + 0.70

理事長は、理事長が定める日又は期間、理事長が定める項目、理事長が定める係数を、あらかじめ定めることができるものとする。

別表第11 新築住宅に係る建設住宅性能評価の評価料金の返還率

(イ)申請の取下げを行った時期	(ロ)当該評価料金に乗ずる率
建設住宅性能評価の申請を乙が受理した日から第1回目の現地検査の前日まで	0.95
第1回目の現地検査を実施した日から第2回目の現地検査の前日まで	0.70
第2回目の現地検査を実施した日から第3回目の現地検査の前日まで	0.45
第3回目の現地検査を実施した日から第4回目の現地検査の前日まで	0.20
建設住宅性能評価の申請を乙が受理した日から第1回目の現地検査の前日まで	0.95
第1回目の現地検査を実施した日から最終回(竣工時)の現地検査を実施する日の前日まで	1-(J÷N+0.05)

J:評価の取り下げ及び解除の日までにすでに実施した現場検査の回数  
N:現場検査を行う回数(現場検査を書類等による審査にて省略する場合を含む)

- (注意事項)  
※ Nは、現場検査を行う回数ですが、現場検査を書類等による審査にて省略する場合も含まれます。  
※ 建設住宅性能評価申請の評価料金には、紛争処理負担金が含まれます。  
※ 評価料金は、現金又は振込により支払われます。  
※ 必須評価事項とは日本住宅性能表示基準のうち、「音環境」及び「化学物質の濃度等の測定」を除いた事項です。  
※ 上記により算出された評価料金には、消費税を含みます。  
※ その他詳細については、(一財)茨城県建築センター評価業務規程に基づきます。

※ 平成27年3月31日以前に設計住宅性能評価を申請された物件については、従前の料金を適用します。